

令和6年12月10日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会報告資料

産業労働局

目 次

	ページ
I 中小企業支援の現状	1
II 神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部改正及びかながわ労働プラザの 指定管理者の選定基準等	7

I 中小企業支援の現状

1 中小企業の状況

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行後、県内の社会経済活動の正常化が進んでいる。その一方で、長引く物価上昇やあらゆる業種での人手不足、円安やゼロゼロ融資の返済負担など、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例及び計画

「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」(以下「条例」という。)は、中小企業振興の基本理念などを定めており、平成21年の条例施行後、5年ごとに見直しを行っている。令和6年度は見直し年度であったため、全庁的な仕組みに沿って見直しを行い、現時点では改正・廃止等を行わないこととした。

また、条例第12条第1項に基づき定めている「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」(以下「計画」という。)は、平成21年6月策定の後に改定を重ね、現行計画は令和8年度の改定予定であるが、計画期間中における社会情勢の変化や、新たな経営課題等も踏まえ、令和5年10月に中間見直しを行った。来年度が計画期間の最終年度に当たることから、来年度、計画の改定に向けた検討や作業を行う。

3 令和6年度における主な中小企業支援施策

(1) 中小企業生産性向上促進事業費補助金

物価高騰や深刻な人手不足など、厳しい経営環境に置かれている中小企業者が、工作機械やロボットなどの生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等に係る経費を補助する。

(上限500万円 補助率: 1/2以内、小規模事業者の場合2/3以内)

<実施状況>

- ・当初予算額 4,000,000千円(事務費除く)
- ・募集期間 令和6年4月1日から9月30日
- ・申請件数 1,500件
- ・申請金額 4,386,909千円
- ・交付決定件数 957件(令和6年12月2日現在)
- ・交付決定金額 2,924,673千円(同上)

(2) 小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金

人手不足が深刻化する小規模事業者がデジタル技術の活用により業務効率化を図るシステム導入等に係る経費を補助するとともに、専門家による派遣支援を行う。

(上限 50 万円 補助率：補助対象経費の 2 / 3 以内)

<実施状況>

- ・当初予算額 100,000 千円 (事務費除く)
- ・募集期間 令和 6 年 6 月 3 日から 11 月 29 日まで
- ・申請件数 362 件
- ・申請金額 107,569 千円
- ・交付決定件数 212 件 (令和 6 年 12 月 2 日現在)
- ・交付決定金額 56,648 千円 (同上)

(3) 中小製造業等特別高圧受電者支援事業

国の支援の対象外となっている特別高圧を受電する県内中小企業者の負担を軽減するため、電気代高騰の影響を受けている「製造業・倉庫業」及び「商業施設やオフィスビルに入居するテナント等」の事業者に対し、支援金を給付する。

<支援実績>

令和 5 年 12 月補正予算事業分

- ・予算額 430,100 千円 (事務費を除く)
- ・支援対象期間 令和 6 年 1 月から 3 月分
- ・申請期間
製造業・倉庫業 令和 6 年 4 月 8 日から 5 月 31 日
テナント等 令和 6 年 5 月 8 日から 7 月 31 日
- ・申請件数・申請金額
製造業・倉庫業 38 事業所 99,305 千円
テナント等 1,178 事業所 117,800 千円
- ・給付件数及び給付金額
製造業・倉庫業 38 事業所 99,305 千円
テナント等 1,083 事業所 108,300 千円 (令和 6 年 12 月 2 日現在)

令和 6 年 6 月補正予算事業分

- ・予算額 215,050 千円 (事務費を除く)
- ・支援対象期間 令和 6 年 4 月、5 月分

- ・申請期間
製造業・倉庫業 令和6年7月16日から9月13日
テナント等 令和6年8月8日から10月31日
- ・申請件数・申請金額
製造業・倉庫業 37事業所 51,108千円
テナント等 1,242事業所 62,100千円
- ・給付件数及び給付金額
製造業・倉庫業 37事業所 51,108千円
テナント等 279事業所 13,950千円（令和6年12月2日現在）

(4) 貨物運送事業者物価高騰対応費補助

重要な社会インフラである物流を支えるとともに、「物流の2024年問題」に対応するため、中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。

<支援実績>

令和5年12月補正予算事業分

- ・予算額 1,297,800千円（事務費を除く）
- ・支援対象期間 令和5年10月から令和6年3月分
- ・申請期間 令和6年3月4日から6月28日
- ・申請件数 2,711件
- ・申請金額 1,107,080千円
- ・交付決定件数 2,641件
- ・交付決定金額 1,089,683千円

令和6年6月補正予算事業分

- ・予算額 424,800千円（事務費を除く）
- ・支援対象期間 令和6年4月から6月分
- ・申請期間 令和6年7月29日から11月25日
- ・申請件数 1,910件
- ・申請金額 286,297千円
- ・交付決定件数 1,439件（令和6年12月2日現在）
- ・交付決定金額 217,647千円（同上）

(5) 商店街等活性化促進事業費補助

(旧：商店街等プレミアム商品券支援事業費補助)

商店街の「稼ぐ力」の回復・安定・強化により商店街活性化を図るため、「事業効果の持続性」を促す仕組みを追加し、商店街団体等が実施する商品券発行事業に対して補助する。

上限：1商店街 200万円

(ただし、正会員数が40以下の団体は100万円)、
複数商店街500万円

補助率：補助対象経費の1/2以内

(ただし、正会員数が40以下の団体(又はこれが含まれる複数の団体が連携して実施する場合)は補助対象経費の2/3以内)

<実施状況(令和6年12月2日現在)>

- ・当初予算額 92,104千円(事務費除く)
- ・募集期間 令和6年4月4日から12月6日
- ・申請件数 38件
- ・申請金額 77,653千円
- ・交付決定件数 38件
- ・交付決定金額 77,653千円

(6) 事業承継補助金

中小企業の第三者への事業承継を促進するため、常時使用していた従業員を引き続き県内で雇用する取組や専門家等と連携する取組に係る経費を補助する。

(上限100万円、補助率：1/2以内、小規模事業者の場合2/3以内)

<実施状況(令和6年12月2日現在)>

- ・当初予算額 50,000千円
- ・募集期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日
- ・申請件数 27件
- ・申請金額 22,260千円
- ・交付決定件数 24件
- ・交付決定金額 20,133千円

(7) 中小企業制度融資

中小企業者等が県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、県・県信用保証協会・金融機関の三者が連携して支援する制度である。

ア 令和6年度上半期の融資実績

令和6年度上半期の融資実績は、1,108億円(対前年同期比132.0%、268億円増)となった。

(ア) 利用が増加した融資

「伴走支援型特別融資」(「かながわ伴走支援型特別融資」を含む)制度廃止の駆け込み需要と、信用保証料を引下げたことによる

(イ) 利用が減少した融資

「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」制度の取扱いが令和5年度末で終了したことによる

(単位:億円)

区 分	令和4年度 (9月末)		令和5年度 (9月末)		令和6年度 (9月末)		R6-R5 増減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
経営安定型資金	経営安定資金	2,203	593	487	117	511	129	12
	新型コロナウイルス関連融資	317	70	176	41	13	7	△33
	売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	118	29	1	0	-	-	皆減
	新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)	199	40	165	38	2	1	△36
	事業再生サポート融資(感染症対応枠)	0	0	10	3	11	6	3
	売上・利益減少対策融資(新型コロナウイルス要件を除く)	1,791	489	231	50	362	78	27
	売上利益減少対策融資	55	14	46	7	51	12	5
	原油・原材料高騰等対策特別融資	1,736	474	185	43	311	66	22
	原油・原材料高騰等対策特別融資(小口)	-	-	-	-	52	2	皆増
	セーフティネット保証5号	57	21	25	7	62	18	11
	借換支援融資	24	7	43	15	54	18	3
	経営力強化サポート融資	1	0	-	-	2	1	皆増
	条件変更改善借換融資	0	0	0	0	0	0	0
	リターンアシスト長期保証融資	10	3	7	2	10	3	1
	災害対応融資	-	-	-	-	1	0	皆増
その他	3	0	5	0	7	1	1	
体質強化型資金	小口零細企業保証資金	666	32	981	50	1,225	63	13
	小口零細企業保証資金(ミニ)	-	-	-	-	246	6	皆増
	小規模事業資金	379	45	553	65	591	75	10
	事業振興資金	1,509	289	2,360	556	2,895	783	227
	新型コロナウイルス関連融資	1,093	197	1,840	437	2,142	610	172
	コロナ新事業展開対策融資	548	75	274	35	5	0	△34
	コロナ・災害対策支援融資	1	0	-	-	-	-	-
	伴走支援型特別融資	544	122	1,566	402	1,561	448	45
	かながわ伴走支援型特別融資	-	-	-	-	576	161	皆増
	生産性向上支援融資	16	6	13	5	17	7	1
その他	400	85	507	112	736	166	53	
ジラ 対 応 型 資 金	ライフステージ別資金	473	35	635	49	644	54	5
	(創業期・拡大期)創業支援融資等	471	34	628	46	634	51	4
	(再生期)事業承継関連融資	2	0	7	2	10	2	0
	政策連動資金	3	0	9	1	8	1	0
合 計	5,233	997	5,025	840	5,874	1,108	268	

- ※ 令和6年度上半期実績は対前年同期比で、件数が116.9%、金額が132.0%となった。
- ※ 各融資メニューの金額は億円未満の端数を切捨て。
- ※ 端数処理の関係で、資金ごとの合計金額の計と「合計」欄の金額が一致しない場合がある。

イ 令和6年度の主な取組

(7) 経営安定型資金（緊急的な資金需要への対応）

- ・「ゼロゼロ融資」（32,687件、6,069億円）の利子補給の継続
- ・「原油・原材料高騰等対策特別融資」の継続
信用保証料補助を拡充した小口枠の新設（令和6年1月から6月まで）
- ・「経営力強化サポート融資」の新設（令和6年7月から）
国の「経営力強化保証制度」制定に合わせ融資を新設
- ・「災害対応融資」の新設（令和6年9月から）
被災した中小企業が即座に利用可能な融資として新設

(イ) 体質強化型資金（「稼ぐ力」の回復・強化）

- ・「小口零細企業保証資金」の拡充
保証料補助を拡充したミニ枠の新設
- ・「伴走支援型特別融資」の拡充
信用保証料を最大1/2引下げ（令和6年4月から6月まで）
- ・「事業振興融資」の拡充
据置期間を1年以内、設備資金の融資期間を15年以内に延長
- ・「かながわ伴走支援型特別融資」の新設（令和6年7月から9月まで）
令和6年6月末で終了した「伴走支援型特別融資」の後継制度として県独自に新設し、信用保証料の一部を補助

(ウ) 特別相談窓口の設置と融資メニューの受付開始

- ・「令和6年台風第10号」
特別相談窓口の設置と「災害対応融資」の信用保証料補助の拡充

4 今後の中小企業支援施策の方向性

物価上昇や深刻な人手不足など、中小企業の抱える喫緊の課題に対して、生産性の向上や資金繰り支援など、中小企業の労働生産性を向上させ、稼ぐ力を強化し、賃上げへとつながる好循環を実現できるよう、引き続きしっかりと取り組んでいく。また、令和6年11月22日に閣議決定した国の総合経済対策を踏まえて、賃上げを更に普及・拡大するために、中小企業が稼ぐ力を強化し、その原資を確保できるよう、適時適切な施策について検討・実施することにより、中小企業をしっかりと支えていく。

II 神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部改正及びかながわ労働プラザの指定管理者の選定基準等

かながわ労働プラザでは、指定管理者制度を導入しており、次期指定管理者の募集については、令和6年10月に当常任委員会へ報告した。このたび、募集に当たって必要な条例の改正素案及び指定管理者の選定基準等について報告する。

1 神奈川県立かながわ労働プラザ条例の改正素案の概要

(1) 利用料金の上限変更（別表第1及び別表第2（第12条関係））

利用料金の上限については、受益者負担の視点から、維持管理経費等を踏まえて定めているが、近年の物価高騰の影響等により、人件費や光熱水費等の管理運営に係る経費が増加しているため、その増加分を利用料金の設定に反映することができるよう、利用料金の上限額を新たに定める（別紙参照）。

(2) 供用する一部設備の削除（別表第2（第12条関係））

料金を徴収して供用している設備のうち、老朽化等により現在利用されていない設備（ビデオシステム及びトレーニング機器）を供用しないこととし、関係規定を削除する（別紙参照）。

2 かながわ労働プラザの指定管理者の選定基準について

(1) サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	施設運営の考え方、運営方針等	指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等	10
2 施設の維持管理	施設・設備の維持管理	清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務、管理施設の適切な修繕等についての実施方針	5

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設であることを踏まえつつ、労働者に限らず、より多くの利用を促すための、施設利用者のニーズに応じた取組より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	15
		施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5
	利用者への対応	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 手話言語条例への対応	5
	利用料金	利用料金の設定、減免の考え方	5
4 事故防止等安全管理	日常時の安全管理	通常指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5
	緊急時の対応	事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携	地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5

(2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
6 節減努力等	指定管理料の提案額	<p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額。</p> $\frac{\text{積算価格から20\%以上節減してある場合、積算価格から20\%節減した額}}{\text{提案額}} \times 20$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

(3) 団体の業務遂行能力（25点）

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	5
	委託業務のチェック体制	業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	
	人材育成等	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場における各種ハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	
8 財政的な能力	財政状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	10

9 コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	4
	環境への配慮	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組	
	障害者への配慮	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 手話言語条例への対応	
	社会貢献	社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組、人権への配慮	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	3
	個人情報保護の考え方	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
11 これまでの実績	これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 県又は他の自治体における指定取消しの有無	3

3 今後の予定

- 令和7年2月 神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部改正議案を提出（予定）
- 4月～ 指定管理者を募集
- 7月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 9月 第3回定例会に、指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 改正条例施行
指定管理者による管理運営開始

神奈川県立かながわ労働プラザ条例の改正素案

別表第1（第12条関係）

施設利用料金の上限額

1 多目的ホール等利用料金

区分		改正後				現行				
		平日		日曜日及び休日		平日		日曜日及び休日		
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
多目的ホール	全室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	1時間に つき 13,920 円	1時間に つき 17,640 円	1時間に つき 17,640 円	1時間に つき 17,640 円	1時間に つき 12,890 円	1時間に つき 16,340 円	1時間に つき 16,340 円	1時間に つき 16,340 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 10,060 円	同 12,660 円	同 12,660 円	同 12,660 円	同 9,320 円	同 11,730 円	同 11,730 円	同 11,730 円
	多目的ホール(A)	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 6,000 円	同 7,800 円	同 7,800 円	同 7,800 円	同 5,560 円	同 7,230 円	同 7,230 円	同 7,230 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 4,410 円	同 5,540 円	同 5,540 円	同 5,540 円	同 4,090 円	同 5,130 円	同 5,130 円	同 5,130 円
	多目的ホール(B)	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 7,800 円	同 9,830 円	同 9,830 円	同 9,830 円	同 7,230 円	同 9,110 円	同 9,110 円	同 9,110 円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 5,650 円	同 7,000 円	同 7,000 円	同 7,000 円	同 5,240 円	同 6,490 円	同 6,490 円	同 6,490 円
	会議室	特別会議室	同 1,920 円	同 2,250 円	同 2,250 円	同 2,820 円	同 1,780 円	同 2,090 円	同 2,090 円	同 2,620 円
		第1会議室	同 780 円	同 1,010 円	同 1,010 円	同 1,250 円	同 730 円	同 940 円	同 940 円	同 1,160 円
		第2会議室	同 780 円	同 900 円	同 900 円	同 1,120 円	同 730 円	同 840 円	同 840 円	同 1,040 円
		第3会議室	同 2,370 円	同 3,050 円	同 3,050 円	同 3,840 円	同 2,200 円	同 2,830 円	同 2,830 円	同 3,560 円

会議室	第4会議室		同	同	同	同	同	同	同	同
			1,120円	1,460円	1,460円	1,810円	1,040円	1,360円	1,360円	1,680円
	第5会議室	全室	同	同	同	同	同	同	同	同
			3,280円	4,190円	4,190円	5,200円	3,040円	3,880円	3,880円	4,820円
	第6会議室	隣接する	同	同	同	同	同	同	同	同
		2室	2,250円	2,710円	2,710円	3,490円	2,090円	2,510円	2,510円	3,240円
	第7会議室	1室	同	同	同	同	同	同	同	同
			1,010円	1,360円	1,360円	1,690円	940円	1,260円	1,260円	1,570円
	第8会議室		同	同	同	同	同	同	同	同
		780円	1,010円	1,010円	1,250円	730円	940円	940円	1,160円	
第9会議室		同	同	同	同	同	同	同	同	
		780円	1,010円	1,010円	1,250円	730円	940円	940円	1,160円	
第10会議室		同	同	同	同	同	同	同	同	
		1,010円	1,360円	1,360円	1,690円	940円	1,260円	1,260円	1,570円	
第11会議室		同	同	同	同	同	同	同	同	
		1,120円	1,460円	1,460円	1,810円	1,040円	1,360円	1,360円	1,680円	
和室		同	同	同	同	同	同	同	同	
		1,120円	1,360円	1,360円	1,690円	1,040円	1,260円	1,260円	1,570円	
トレーニングルーム		同	同	同	同	同	同	同	同	
		1,920円	2,930円	2,930円	2,930円	1,780円	2,720円	2,720円	2,720円	

2 ギャラリー利用料金

区分	改正後	現行
	利用料金の額	利用料金の額
利用に係る催し等について 入場料を徴収する場合	1時間につき 2,310円	1時間につき 2,140円
利用に係る催し等について 入場料を徴収しない場合	同 1,460円	同 1,360円

3 音楽スタジオ利用料金

区分	改正後	現行
	利用料金の額	利用料金の額
第1音楽スタジオ	1時間につき 1,300円	1時間につき 1,210円
第2音楽スタジオ	同 1,180円	同 1,100円

4 駐車場利用料金

区分	改正後			現行		
	1時間以内の場合	1時間を超える場合		1時間以内の場合	1時間を超える場合	
屋内駐車場	1台につき450円	1台の開場時間における最初の1時間につき450円	1台の開場時間における最初の1時間を超える時間30分までごとにつき220円 1台1泊につき1,620円	1台につき420円	1台の開場時間における最初の1時間につき420円	1台の開場時間における最初の1時間を超える時間30分までごとにつき210円 1台1泊につき1,500円

別表第2（第12条関係）

設備利用料金の上限額

1 多目的ホール等設備利用料金

改正後			現行		
種別	単位	利用料金の額	種別	単位	利用料金の額
(削除)			ビデオシステム	1時間	790円
液晶プロジェクター	1時間	850円	液晶プロジェクター	同	790円
書画カメラ	同	360円	書画カメラ	同	340円
テープレコーダー	同	360円	テープレコーダー	同	340円
その他の電気機器	同	360円	その他の電気機器	同	340円
ワイヤレスマイクロフォン	同	450円	ワイヤレスマイクロフォン	同	420円
金びょうぶ	同	450円	金びょうぶ	同	420円
(削除)			トレーニング機器一式	1人1回	310円

(削除)

備考 1 1回とは、継続する4時間以内の利用をいう。

2 利用時間が継続して4時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、その超える利用1時間につき、1回の利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

2 音楽スタジオ設備利用料金

改正後			現行		
種別	単位	利用料金の額	種別	単位	利用料金の額
ピアノ	1時間	<u>1,180</u> 円	ピアノ	1時間	<u>1,100</u> 円
エレクトリックピアノ	同	<u>620</u> 円	エレクトリックピアノ	同	<u>580</u> 円
シンセサイザー	同	<u>620</u> 円	シンセサイザー	同	<u>580</u> 円
その他の楽器	同	<u>620</u> 円	その他の楽器	同	<u>580</u> 円
テープレコーダー	同	<u>730</u> 円	テープレコーダー	同	<u>680</u> 円
その他の音響機器	同	<u>620</u> 円	その他の音響機器	同	<u>580</u> 円